

広島県告示第百六十四号

令和元年広島県告示第四百三十八号（広島県立びんご運動公園の附属設備の利用料金の範囲）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後										改正前		
備考 (略)	(略)	陸上競技場										(略)	(略)	
		照明設備					専用使用の場							
	(略)	(略)	個人使用の場										(略)	(略)
			小学校		児童、中学生、生徒、高等学校生徒及びこれらに準じる者		その他		満一五歳以上の者					
(略)	(略)	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	(略)	(略)	
(略)	(略)	九〇円以内	九〇円以内	九〇円以内	九〇円以内	九〇円以内	九〇円以内	九〇円以内	九〇円以内	九〇円以内	九〇円以内	(略)	(略)	
備考 (略)	(略)	陸上競技場										(略)	(略)	
		照明設備					専用使用の場							
	(略)	(略)	個人使用の場										(略)	(略)
			小学校		児童、中学生、生徒、高等学校生徒及びこれらに準じる者		その他		満一五歳以上の者					
(略)	(略)	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	(略)	(略)	
(略)	(略)	九〇円以内	九〇円以内	九〇円以内	九〇円以内	九〇円以内	九〇円以内	九〇円以内	九〇円以内	九〇円以内	九〇円以内	(略)	(略)	